

令和5年度養護教諭パワーアップ研修  
(中堅教諭等資質向上研修)

実施の手引

鹿児島県教育委員会

## 目 次

1	養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）の全体像	1
2	評価について	2
(1)	評価の目的	
(2)	評価の実施	
(3)	評価項目	
3	研修計画について	5
(1)	研修計画書作成の基本的な考え方	
(2)	校内研修（5日）	
(3)	校外研修（8日）	
4	研修のまとめ及び研修報告について	7
(1)	対象者による研修のまとめと自己評価の提出	
(2)	校長による事後の評価票と研修報告書の作成	
(3)	市町村教育委員会及び県総合教育センターによる評価と研修報告の承認	
(4)	修了者一覧の提出	
5	その他	7
(1)	研修の変更	
(2)	人事異動による転出者の取扱い	

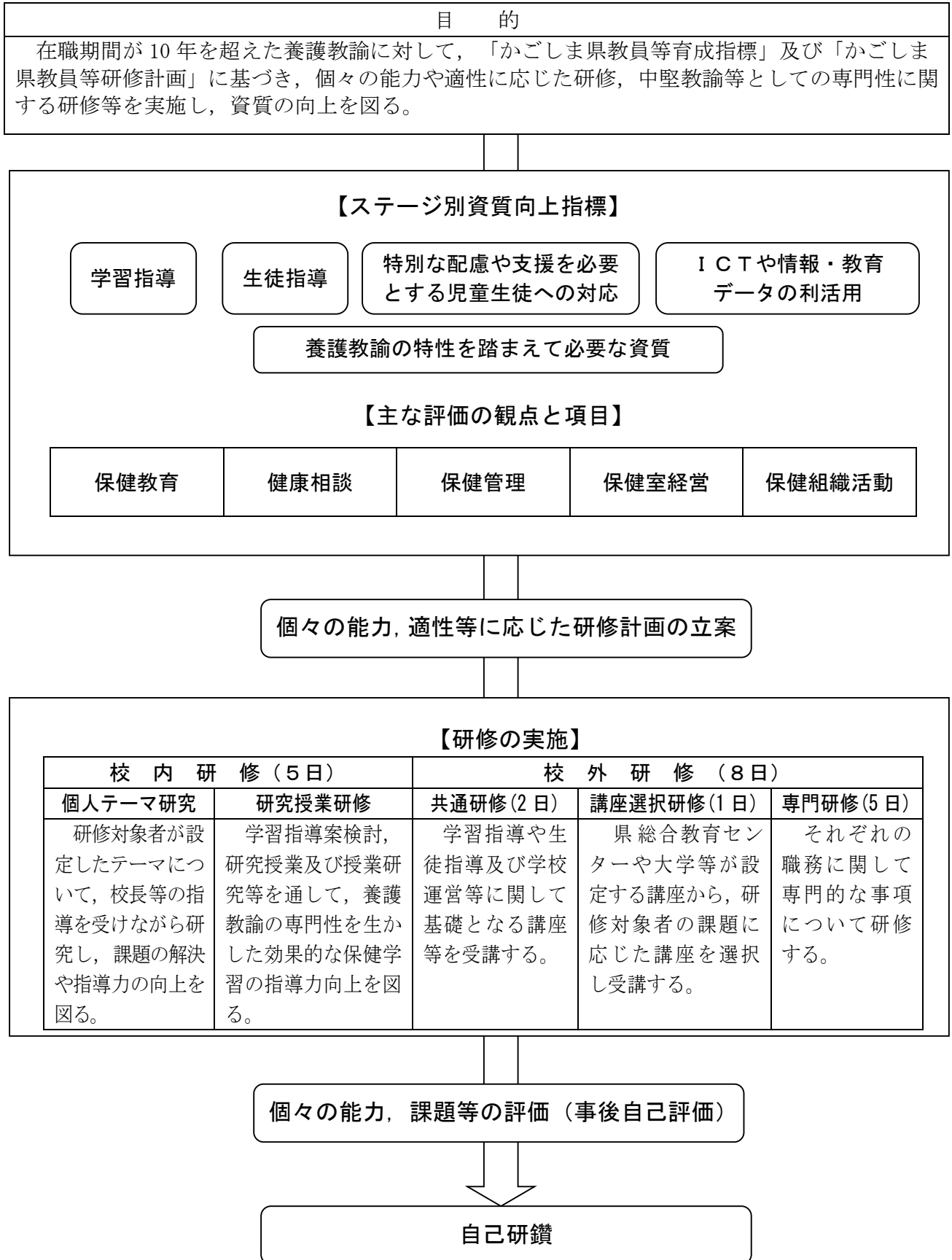
### (参考)

令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）のスケジュール	8
---------------------------------------	---

### (様式)

様式1	令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）	評価票	9
様式2	令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）	研修計画書	11
様式3	令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）	研修報告書	13
様式4	令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）	修了者一覧	15
様式5	令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）	受講予定変更届	16
様式5	記入例		17

# 1 養護教諭パワーアップ研修研修（中堅教諭等資質向上研修）の全体像



## 2 評価について

### (1) 評価の目的

#### ア 事前の評価

市町村教育委員会及び県立学校の校長は、事前に研修対象者（以下、対象者という。）の能力及び適性等を総合的に評価し、「かごしま県教員等育成指標」及び「かごしま県教員等研修計画」を基に、充実した研修を実施するための研修計画の立案に生かす。

#### イ 事後の評価

市町村教育委員会及び県立学校の校長は、研修の成果と課題を総合的に評価し、新たな研修課題を明確にして、対象者の以後の研修に生かす。

### (2) 評価の実施

#### ア 市町村教育委員会において

##### (ア) 評価票の作成

市町村教育委員会は、県が示す様式（様式1）を参考に、各市町村の実態等を踏まえて評価項目を検討の上、決定し評価票を作成する。評価票については、各学校に対して、適正な評価が実施されるよう、評価項目の内容や評価の実施方法、留意事項等について十分に理解させる。

##### (イ) 事前の評価

- ・ 市町村教育委員会は、対象者の能力及び適性等の適正な把握に努める。
- ・ 市町村教育委員会は、校長が提出した評価票について、十分吟味した上で、評価の決定を行う。

##### (ロ) 事後の評価

- ・ 市町村教育委員会は、指導主事等を活用し、研修期間中に研究授業研修や個人テーマ研究について指導するなどして、日頃から対象者の研修状況の把握に努め、事後の評価に生かす。
- ・ 市町村教育委員会は、校長が提出した評価票について、十分吟味した上で、評価の決定を行う。

#### イ 小・中・義務教育学校において ※ 以下、義務教育学校については小・中学校に含む。

##### (ア) 事前の評価

- ・ 校長は、対象者に対して、研修の目的及び内容・方法等について十分理解させる。特に、評価については、評価の目的及び項目等を提示しながら十分な理解が得られるように努める。
- ・ 校長は、教頭をはじめとする関係職員の意見等も幅広く聴取し、対象者の能力及び適性等の的確な把握に努める。
- ・ 校長は、対象者に評価票による自己評価に取り組みせ、5月中旬に自己評価（評価票）を提出させる。
- ・ 校長は、対象者が提出した評価票による自己評価を基に、本研修に係る面談の機会を設け、その中で十分な指導を行い、課題意識の醸成と研修意欲の高揚を図るとともに評価票を作成する。
- ・ 対象者は、これまでの教職研修を振り返って、自己の姿を見つめ直すとともに、校長との面談を通して、得意分野や課題を再確認し、中堅教諭としての専門性を高めるための研修計画作成に生かす。

##### (イ) 事後の評価

- ・ 校長は、研修期間中、対象者への指導及び研修状況の把握に努め、事後の評価に生かす。
- ・ 校長は、対象者に研修のまとめと評価票による自己評価に取り組みせ、2月中旬には自己評価（評価票）を提出させる。

- ・ 校長は、対象者の研修のまとめと対象者が提出した評価票による自己評価を基に、本研修に係る面談の機会を設け、その中で十分な指導を行い、共に研修状況を振り返りながらその成果や課題等について確認し、中堅養護教諭としての新たな意識・意欲の高揚を図るとともに評価票を作成する。
- ・ 対象者は、研修の成果や課題を集約するとともに、校長との面談を通して、自己の変容や伸びを捉え、中堅教諭としての今後の展望を明確にする。

#### ウ 県立学校において

##### (ア) 評価票の作成

校長は、県が示す様式（様式 1）を参考に、各学校の実態等を踏まえて評価項目を検討の上、決定し評価票を作成する。作成に当たって、校長は、対象者に対して、研修の目的及び内容・方法等について十分理解させる。特に、評価については、評価の目的及び項目等を提示しながら、十分な理解が得られるように努める。

##### (イ) 事前の評価

- ・ 校長は、教頭をはじめとする関係職員の意見等も幅広く聴取し、対象者の能力及び適性等の適正な把握に努める。
- ・ 校長は、対象者に評価票による自己評価に取り組みせ、5月中旬に自己評価（評価票）を提出させる。
- ・ 校長は、対象者が提出した評価票による自己評価を基に、本研修に係る面談の機会を設け、その中で十分な指導を行い、課題意識の醸成と研修意欲の高揚を図るとともに評価票を作成する。
- ・ 対象者は、これまでの教職研修を振り返って、自己の姿を見つめ直すとともに、校長との面談を通して、得意分野や課題を再確認し、中堅教諭としての専門性を高めるための研修計画作成に生かす。

##### (ウ) 事後の評価

- ・ 校長は、研修期間中、対象者への指導及び研修状況の把握に努め、事後の評価に生かす。
- ・ 校長は、対象者に研修のまとめと評価票による自己評価に取り組みせ、2月中旬には自己評価（評価票）を提出させる。
- ・ 校長は、対象者の研修のまとめと対象者が提出した評価票による自己評価を基に、本研修に係る面談の機会を設け、その中で十分な指導を行い、共に研修状況を振り返りながらその成果や課題等について確認し、中堅養護教諭としての新たな意識・意欲の高揚を図るとともに評価票を作成する。
- ・ 対象者は、研修の成果や課題を集約するとともに、校長との面談を通して、自己の変容や伸びを捉え、中堅教諭としての今後の展望を明確にする。

### (3) 評価項目

市町村教育委員会及び県立学校の校長は、中堅教諭等資質向上研修の目的やかごしま県教員等育成指標に示された「ステージ別資質向上指標」等を踏まえ、対象者の能力及び適性を総合的に把握し、対象者の研修に生かすために、評価項目を決定する。

養護教諭としての職務を重ね、複数の学校に勤務してきた経験を踏まえ、学校や家庭・地域社会の実態等を的確に把握して学校保健活動を推進するとともに、学校の健康課題の解決に向け、養護教諭の専門性を十分に生かし、校内の全ての教職員と協力して指導に当たることが大切である。

養護教諭の専門性は【保健教育】，【健康相談】，【保健管理】，【保健室経営】，【保健組織活動】の領域において、特に以下の内容で発揮されることから、これらを基に評価項目を設定することが考えられる。

**【保健教育】**

児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力，すなわち，知識や技能の習得，身近な健康の問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てること。

**【健康相談】**

養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かし，児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭に置いて，心身の観察，問題の背景分析，解決のための支援及び関係者との連携など，心や体の両面への対応を行うこと。

**【保健管理】**

学校保健安全法に基づく健康診断の実施と事後措置，感染症の予防，学校環境衛生検査の実施と事後措置などを中心とした活動を通して，児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

**【保健室経営】**

当該学校の教育目標及び学校保健目標などを受け，その具現化を図るために保健室の経営において達成されるべき目標を立て，計画的・組織的に運営すること。

**【保健組織活動】**

児童生徒の健康課題の解決のために，保護者，地域住民や保健福祉機関等の関係機関及び大学等と連携し，学校保健活動の円滑な実施を推進するため組織的に活動すること（例えば，学校保健委員会，児童生徒保健委員会など）。

### 3 研修計画について

#### (1) 研修計画書作成の基本的な考え方

校長は、本研修の趣旨を十分に踏まえ、対象者の個々の能力及び適性等に応じた研修計画書を作成する。

研修計画書（様式 2）は、評価票（様式 1）と関連させながら作成する。作成に当たり、校長は本研修に係る面談の機会を設け、その中で十分な指導を行い、対象者に自らの課題や得意分野等を認識させるとともに、個々に応じた研修内容・方法を工夫させる中で、課題意識の醸成と研修意欲の高揚を図る。

#### (2) 校内研修（5日）

校内においては、個人テーマ研究及び研究授業研修を実施する。

全校的な研修体制を確立し、全職員の理解と協力のもとに、計画的かつ効果的な研修を進める。

実施に当たっては、本来の保健室の機能がおろそかになるような事態を招くことのないようにする。

##### ア 個人テーマ研究

###### (ア) ねらい

保健教育、健康相談、保健管理、保健室経営又は保健組織活動等から、対象者が自ら設定したテーマについて研究を深めさせることにより、対象者の資質の向上を図る。

テーマの例として、保健教育では、性や歯科、生活習慣病又は喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関わる教育等が考えられ、保健管理では、現代的な健康課題への対応、心身の健康に関わる危機管理又は学校環境衛生等が考えられる。

###### (イ) 実施時期

6月～2月

###### (ウ) 実施方法

- ・ 研究計画の立案は、校長や教頭等の指導・助言を受けながら行う。研修には、1日（3時間程度）を要するものとする。
- ・ 研究の成果は、校内における研修会で発表するなど、他の教員にも提供する。

##### イ 研究授業研修

###### (ア) ねらい

研究授業（チーム・ティーチングを含む）を通して、健康教育に関する指導上の課題を明らかにし、養護教諭としての専門性を生かした指導力の向上を図る。

###### (イ) 実施時期

6月～2月

###### (ウ) 実施方法

研究授業研修には、学習指導案検討、研究授業及び授業研究を含む。

#### (3) 校外研修（8日）

校外においては、共通研修（2日）、講座選択研修（1日）、専門研修（5日）を実施する。

##### ア 共通研修（2日）

###### (ア) ねらい

学習指導、生徒指導及び学校運営等について対象者に必要とされる共通研修を実施し、中堅養護教諭としての資質の向上を図る。

###### (イ) 実施期日

令和5年7月24日（月）、25日（火）

###### (ウ) 場所

県総合教育センター

###### (エ) 留意事項

詳細については、別途文書（4月発出予定の開催要項）で通知する。

#### イ 講座選択研修（1日）

(ア) ねらい

対象者の能力及び適性等に応じて学習指導，生徒指導，学級経営，情報教育及び学校運営等に関する様々な講座を選択受講させることにより，時代の変化に対応できる幅広い識見と専門性を養う。

(イ) 実施期日

令和5年7月26日（水）

(ウ) 場所

県総合教育センター等の教育機関及び大学等

(エ) 研修内容

教育機関及び大学等が開設する講座を選択して受講する。

(オ) 留意事項

- ・ 開設する講座等について，詳細は別途文書で通知する。
- ・ 県総合教育センターの長期研修の修了者，又は，現職で新教育大学（兵庫，上越，鳴門）大学院及び鹿児島大学大学院等を修了した者は，本研修を免ずることができる。

#### ウ 専門研修（5日）

(ア) ねらい

健康教育及び保健管理等に関する研修を通して，実践的な指導力と専門職としての資質の向上を図る。

(イ) 実施期日

2回に分けて実施する。

<専門研修Ⅰ> 令和5年7月27日（木），28日（金）

<専門研修Ⅱ> 令和5年11月7日（火）～9日（木）

(ウ) 場所

県総合教育センター

(エ) 研修内容

- ・ 保健教育（保健指導・保健学習の進め方及び学習指導案の作成等）
- ・ 健康相談（心身の健康課題への対応，事例研究及び特別支援教育等）
- ・ 保健管理（現代的な健康課題への対応，救急処置及び心身の健康に関わる危機管理等）
- ・ 保健室経営（保健室経営の重要性及び保健室経営計画の作成等）
- ・ 保健組織活動（学校保健委員会及び児童生徒保健委員会活動等）

(オ) 留意事項

詳細については，別途文書で通知する。



#### 4 研修のまとめ及び研修報告について

##### (1) 対象者による研修のまとめと自己評価の提出

対象者は、全ての研修終了後、研修報告書（様式3）を作成するとともに自己評価を行い、校長に提出する。

##### (2) 校長による事後の評価票と研修報告書の作成

校長は、対象者から提出された研修報告書等を点検するとともに、自己評価や研修の状況を総合的に判断し、事後の評価票（様式1）を作成し、小・中・義務教育学校及び市立高等学校においては市町村教育委員会へ、県立学校においては県総合教育センターへ提出する。

##### (3) 市町村教育委員会及び県総合教育センターによる評価と研修報告の承認

市町村教育委員会は、校長から提出された事後の評価票及び研修報告書等を確認し、研修の修了を承認する。また、事後の評価票及び研修報告書の写しを、小・中・義務教育学校分は当該教育事務所へ、市立高等学校分は県総合教育センターへ提出する。

ただし、鹿児島市教育委員会においては、直接、県総合教育センターへ提出する。

県総合教育センターは、県立学校の校長から提出された事後の評価票及び研修報告書を確認し、研修の修了を承認する。

##### (4) 修了者一覧の提出

市町村教育委員会は、研修の修了を承認後、修了者一覧（様式4）を小・中・義務教育学校分は当該教育事務所へ、市立高等学校分は県総合教育センターへ提出する。

ただし、鹿児島市教育委員会においては、直接、県総合教育センターへ提出する。

また、教育事務所は、市町村教育委員会から提出された修了者一覧を取りまとめ、県総合教育センターへ提出する（県立学校は、提出の必要はない。）。

#### 5 その他

##### (1) 研修の変更

対象者が、退職、育休、休職等の理由により、当該研修を受講できないことが判明した場合、校長は、速やかに「令和5年度養護教諭パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）受講予定変更届」（様式5）を作成し、市町村立学校においては当該市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は、当該教育事務所を通して、県総合教育センターへ報告する。

なお、鹿児島市教育委員会及び県立学校においては、直接、県総合教育センターへ報告する。また、市立高等学校においては、当該教育委員会を通して、県総合教育センターへ報告する。

##### (2) 人事異動による転出者の取扱い

対象者が人事異動により転出した場合、転出元の市町村教育委員会（県立学校にあっては校長）は、転出先の市町村教育委員会（県立学校にあっては、転出先の校長）に異動報告書（様式等については、別途発出予定）を送付する。

(参考) 令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修)のスケジュール

開始月	対象者 ○校内研修 △校外研修	校長	市町村教育委員会教育長 (県立学校を除く)
令和4年11月 令和5年2月 3月 4月  5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の報告 (研修準備期間)</li> <li>講座選択研修における希望講座の報告 (5月中旬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の調査</li> <li>対象者の確定, 決定通知</li> <li>対象者の異動状況集約</li> <li>指導主事等による指導</li> </ul>
	自己評価(評価票)の提出 様式1	自己評価を基に対象者との面談及び指導	対象者の研修計画書を作成する校長との連携
		評価票と研修計画書の作成(5月上旬)	
		評価票と研修計画書の提出(5月中旬) 様式1, 2	事前の評価と研修計画の決定(5月下旬) (様式1, 2の写しを教育事務所へ提出)
6月	○個人テーマ研究 ○研究授業研修 (6月~2月【5日】)	研修状況の把握	講座選択研修の受講講座の通知(6月下旬)
7月24, 25日 7月26日 7月27, 28日	△共通研修【2日】 △講座選択研修【1日】 △専門研修I【2日】		指導主事等による指導
11月7~9日	△専門研修【3日】		校長と連携した研修状況の把握
令和6年2月	自己評価(評価票)の提出と研修報告書の作成 様式1, 3	自己評価を基に対象者との面談及び指導	
		評価票の作成と研修報告書の点検	
		評価票と研修報告書の提出(2月下旬) 様式1, 3	事後の評価と研修報告書の承認(3月上旬) (様式1, 3の写しと様式4を教育事務所へ提出)

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 評価票

学校名		対象者名	
-----	--	------	--

1 専門性

[A:特に優れている B:優れている C:おおむね良好である D:努力を要する]

領域	評価項目	事前評価	事後評価
保健教育	(1) 特別活動〔学級（ホームルーム）活動，児童生徒会活動及び学校行事〕，総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画している。		
	(2) (1)の指導計画に基づいて，保健教育の実施（チーム・ティーチング等）や資料提供など，学級担任や体育科・保健体育科教諭等との連携に努めている。		
	(3) 保健情報の収集に努めるとともに，保健だよりなどの啓発活動を通じて，学校保健活動に理解や協力が得られるよう，家庭や地域に情報発信している。		
健康相談	(4) 児童生徒一人一人の心身の状況の把握に努めるとともに，児童生徒の多様化した心身の健康課題への解決に向けて，学校内外と連携を図りながら，積極的に取り組んでいる。		
	(5) いじめや虐待等の早期発見・早期対応に努めている。		
	(6) 健康相談における自らの課題を把握するとともに，技能を高めるための研修に取り組んでいる。		
	(7) 特別支援教育についての理解を深めるとともに，校内における特別支援教育のコーディネーターと連携を深め，学校内外の連絡調整や組織体制づくりに努めている。		
保健管理	(8) 児童生徒の心身の健康管理を行うに当たり，学校内外においてコーディネーター（推進役）の役割を果たしている。		
	(9) 健康観察や健康診断（保健調査を含む）等を円滑に実施し，児童生徒の健康に関する課題を把握し，課題解決を図るための取組を積極的に行っている。		
	(10) 健康に関する個人情報の管理を適切に行っている。		
	(11) 日常の救急処置を的確に実施しているか。また，学校における事故や事件・災害・健康に関する危機管理について，組織的な対応が図られるよう指導的な役割を果たしている。		
	(12) 児童生徒の心身の健康管理を行うに当たり，必要に応じて地域の医療機関等と連携している。		
	(13) 学校薬剤師と連携し，教職員による学校環境衛生の日常的な点検に対して，協力と助言を行っている。		
	(14) 学校薬剤師の行う学校環境衛生の定期検査に協力をするとともに学校薬剤師の指導のもと，事後措置を適切に行っている。		

領域	評価項目	事前評価	事後評価
保健室経営	(15) 保健室経営計画を策定し、教職員、保護者等への周知を図るとともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができるように努めている。		
	(16) 保健室が、学校保健センター的機能を果たすよう努めている。 ※ 学校保健センター的機能 ①健康診断、②健康相談、③保健指導、④休養を含む救急処置、 ⑤発育測定、⑥保健情報、⑦保健組織活動		
	(17) 保健室の環境整備に努めている。		
保健組織活動	(18) 健康に関する校内研修を計画的に実施できるように、教職員へ働き掛けるなど、教職員相互の共通理解を図り、学校保健活動が組織的に取り組めるように努めている。		
	(19) 学校保健委員会等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び保健福祉機関等の関係者の参加や協力を得て、地域社会と連携して効果的に活動している。		
	(20) 児童生徒保健委員会において、児童生徒が主体的に活動できるようにきめ細かな指導を行っている。また、学校保健委員会に児童生徒を参画させ、児童生徒主体の学校保健委員会活動ができるように努めている。		
	(21) 学校保健委員会の会議の結果が、全校の児童生徒にフィードバックできるように、保健主任等と協力して、事後措置（学校保健委員会だより、報告会及び学級活動での協議等による実践化）をするように努めている。		

2 総合所見

事前評価	
	令和 年 月 日 校長氏名 [ ]
事後評価	
	令和 年 月 日 校長氏名 [ ]

様式 2

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 研修計画書

学校名		対象者氏名	
-----	--	-------	--

**I 校内研修**

1 個人テーマ研究

テーマ	研究のねらい	主な研究計画

2 研究授業研修

日 時	教 科 等	研究授業のねらい	指導者名
月 日 ( ) : (参加者数 人)			

**II 校外研修**

3 講座選択研修(1日)

講座選択研修で解決したい課題

\* 免除を希望する場合は、下の該当する欄に必要な事項を記入する。

	研修場所	研究分野	研 修 期 間
長期研修修了者	県総合教育センター		令和 年 月 ~ 令和 年 月
大学院修了者	( )大学		令和 年 月 ~ 令和 年 月

校 長 氏 名 [ ]

記入例

様式 2

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 研修計画書

学校名	〇〇〇立〇〇〇学校	対象者氏名	〇〇 〇〇
-----	-----------	-------	-------

I 校内研修

1 個人テーマ研究

テーマ	研究のねらい	主な研究計画
児童の健康の保持増進について ～むし歯に関する研究について～	本校では、むし歯保有率が45%と高く、同時に歯周病も多い。一方、むし歯治療率は20%と低い。 そこで、歯と口腔の健康について、その重要性を再認識させ、治療行動の変容につなげる。	アイウエオ 実態調査 習得させたい知識と実践力について知識の普及活動について (保健だよりの活用、キャッチコピーとイメージ図作成等) 行動変容の確認 成果と課題について

2 研究授業研修

日時	教科等	研究授業のねらい	指導者名
10月△日(□) (9:40～10:25) (参加者数5人)	体育科 「健康な生活」	児童に、睡眠、食事、運動の調和のとれた生活の必要性を理解させ、自分の生活を振り返ることで課題を見付けさせる。	・校長、教頭他
10月△日(□) (10:40～12:40) (参加者数5人)	授業研究	規則正しい生活のリズムの大切さに気付かせて、行動の変容につなげる。	・校長、教頭他

II 校外研修

3 講座選択研修(1日)

講座選択研修で解決したい課題
教育相談に関する講座を受講し、児童や保護者への望ましい対応の在り方を身に付ける。

\* 免除を希望する場合は、下の該当する欄に必要事項を記入する。

	研修場所	研究分野	研修期間
長期研修修了者	県総合教育センター		令和 年 月 ～ 令和 年 月
大学院修了者	( )大学		令和 年 月 ～ 令和 年 月

校長氏名 [ ]



記入例

様式3

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 研修報告書

学校名	〇〇市立〇〇〇学校	対象者氏名	〇〇 〇〇
-----	-----------	-------	-------

I 校内研修

1 個人テーマ研究

日 時	場 所	研 修 内 容	指 導 者 名
6月△日(金) 13:30~16:30	保健室	むし歯と食事のアンケート作成	教頭
7月△日(金) 13:30~16:30	職員室	むし歯と食事のアンケート集計, 分析	教頭, 体育科主任
8月△日(水) 13:30~16:30	職員室	むし歯予防と食事の大切さ, 栄養のバランスについてのプレゼンテーション作成	教頭, 体育科主任 算数科主任
9月△日(木) 13:30~16:30	保健室	歯と口の健康, 食事の大切さについてのまとめ, 学習指導案検討	校長, 教頭, 体育科主任 算数科主任

2 研究授業研修

日 時	教科等	指導者名	成果と課題
10月△日(金) (9:40~10:30) (参加者数5人)	学級活動の 研究授業 (チーム・ティーチング)	・校長, 教頭他	<b>【成果】</b> ・ICT活用を推進したことで, 児童の興味・関心を高め, 栄養のバランスの大切さを科学的に理解しやすくなった。
10月△日(金) (10:40~12:40) (参加者数5人)	授業研究	・校長, 教頭他	<b>【課題】</b> ・授業の導入において, 児童の思考力を高める発問の工夫をしたい。 ・関連教科等を通じて, 指導を行っていききたい。

校長氏名 [ ]



様式4

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 修了者一覧

[ ] 教 育 委 員 会  
[ ] 教 育 事 務 所

(小・中・義務教育・高)

番号	学 校 名	職員番号	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

〈留意事項〉

- 1 学校名には、設置者名も記入すること（記入例：〇〇町立〇〇小学校）。
- 2 各市町村教育委員会は、管下分を取りまとめ、校種ごと別葉にて作成し、小・中・義務教育学校分は当該教育事務所へ、市立高等学校分は県総合教育センターへ報告する。  
ただし、鹿児島市教育委員会は、直接、県総合教育センターへ報告すること。  
また、各教育事務所は、管内分を取りまとめて、県総合教育センターへ報告すること（県立学校は、報告の必要はない。）。

## 様式5

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 受講予定変更届

令和 年 月 日

殿

立 学校

校長氏名

印

下記対象者の受講予定の変更について、お願いします。

記

- 1 対象者名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

### 〈留意事項〉

※ 校長は、速やかに市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は、当該教育事務所を通して県総合教育センターへ報告する。

なお、鹿児島市教育委員会及び県立学校は、直接、県総合教育センターへ報告する。  
また、市立高等学校は、当該教育委員会を通して県総合教育センターへ報告する。

様式5

記入例

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修) 受講予定変更届

令和 年 月 日

市町村立学校

〇〇市町村教育委員会教育長

県立学校

総合教育センター所長

殿

立 学校

校長氏名

印

下記対象者の受講予定の変更について、お願いします。

記

1 対象者名

養護教諭 〇〇 〇〇

2 変更の内容

令和5年度養護教諭パワーアップ研修(中堅教諭等資質向上研修)の令和〇年度への延期

3 変更の理由

育児休業期間を延長するため

〈参考〉

- ・ 産前休暇期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- ・ 出産年月日 令和〇年〇月〇日
- ・ 産後休暇期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- ・ 前回の育児休業期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- ・ 今回延長の育児休業期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

〈未実施の研修〉

- ・ 研究授業研修(2日間)
- ・ 専門研修Ⅱ(3日間)

〈留意事項〉

※ 校長は、速やかに市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会は、当該教育事務所を通して県総合教育センターへ報告する。

なお、鹿児島市教育委員会及び県立学校は、直接、県総合教育センターへ報告する。  
また、市立高等学校は、当該教育委員会を通して県総合教育センターへ報告する。